

# 県職労らくらく引越しのご案内

今年も定期異動の時期が近づきました。引越のピーク時に、引越業者を見つけるご苦労を経験された方も多いのではないのでしょうか。

県職労では、そんなご意見に対し少しでもお役に立てればと、本年も引き続き引越業者と調整を行いました。安心して引越しが行われるようご案内しますので利用ください。

□特別料金適用者：長野県職労組合員及び賃金のしおりを購入いただいた管理職

□料金：別紙料金表のとおり。引越しの内容により変更になる場合があります。

□申込方法：申込書（別紙1）にご記入の上、できるだけ早めに異動前の支部書記局から該当業者にFAXしてください。

□依頼する引越業者：日本通運（株）

□申込み先：県職労支部書記局（異動前）

□お支払い：引越し終了後、業者に直接お支払いください。

※住所等の個人情報は引越し便の取扱いのみに使用させていただきますのでご了承ください。

## < 県職労団結らくらく引越しの流れ >

- ① 申込書（別紙1）に記入の上、異動前の支部へ提出してください。支部から業者へFAX連絡します。  
なお、込み合う時期なので様式には第3希望日までご記入ください。
- ② 引越業者より直接、組合員等の皆さんに電話があり、日程調整や料金の見積りが行われます。
- ③ 料金は引越し終了後、直接業者にお支払いください。直接業者から領収書が発行されます。（業者との相談の上、クレジットカードでの支払いも可能です。）

※格安の単身パックもご用意できますので、ご利用ください。

### ◆注意事項

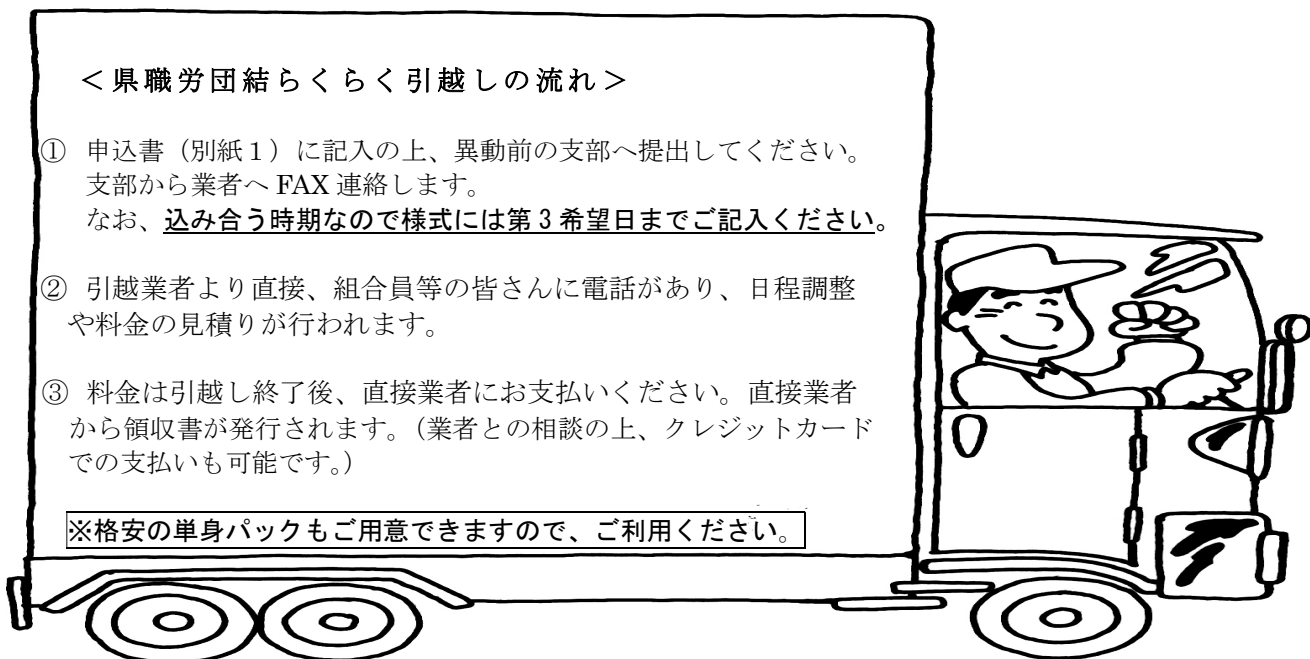
本企画は、県職労組合員及び賃金のしおりを購入いただいた管理職の方限定です。  
なお、直接、業者にお申込みをされた場合は、この価格の適用とはなりませんので予めご了承ください。  
また、料金表は目安ですので、業者の見積りにてご確認ください。

お問い合わせ先

●●本部書記局

電話：●●●●

ファクス：●●●●



◇長野県職労らくらく引越し 県内運賃及び諸料金表◇

I 100km 以内は次の時間制運賃を適用 (単位：円・税別)

	2t 車まで	4t 車まで	5t 車まで	10t 車まで
4 時間制	17, 000	22, 500	24, 500	33, 000
8 時間制	30, 000	38, 500	42, 000	58, 000

基礎時間 8 時間を超える場合は次の料金を加算する

1 時間毎	3, 200	3, 800	4, 200	5, 800
-------	--------	--------	--------	--------

II 100km を超える場合は次の距離制運賃を適用 (単位：円・税別)

	2t車まで	4t車まで	5t車まで	10t車まで
～110km	34, 000	41, 500	46, 000	60, 000
120km	35, 000	43, 500	48, 000	62, 500
130km	36, 500	45, 000	49, 500	65, 000
140km	38, 000	47, 000	51, 500	67, 500
150km	39, 500	48, 500	53, 500	70, 000
160km	41, 000	50, 500	55, 500	72, 500
170km	42, 500	52, 000	57, 500	75, 000
180km	44, 000	54, 000	59, 000	78, 000
190km	45, 500	55, 500	61, 000	80, 500
200km	47, 000	57, 000	63, 000	83, 000

☆基本作業時間は組合員が指定した場所から、作業が終了して車庫に戻る時間(車両費・人件費に適用)

☆I・IIともに休祭日割増に該当の場合は運賃率に修正し再計算されます。(下記参照)

☆4t 車でボディの長さが 5.2m を超える車両使用の場合は 5t 車ランクを適用する。

III その他の諸料金 (単位：円・税別)

①人件費 1 名につき	半日：15, 000、一日：18, 000
②人員輸送車両費用 (3 名以上の作業時 1 件につき)	10, 000
③小型車両等による積み替え輸送料 (1 台につき)	25, 000
④あてもの使用料 (ネット付き毛布・あてもの用毛布 1 枚につき)	500
⑤前日積み込みの場合 (保管料として、但し引取料は別途)	8, 000
⑥荷造り資材運搬費 (前日までにお届けの場合、1 件につき)	5, 000
⑦荷造り資材費 (ダンボール、ハンガーBOX、荷造用テープ等)	実費
⑧廃資材処理料 (引取料を含め、1 件 1 回につき)	5, 000
⑨有料道路使用が必要な運行	実費
⑩引越し基本料 (単身者 1 件につき 3, 000 円・家族 1 件につき 6, 000 円)	

◎引越しの内容により料金に変更になる場合があります。事前の見積り時にご確認ください。

◎また、下記条件の場合は搬入・搬出で各々作業員料と前日積み置料が発生する場合があります。

1. 家財(荷物)量と家財の特性(高額品)により、1 日での搬出・搬入が不可と判断した場合。
2. 組合員の希望・都合により搬入・搬出が 2 日間工程になる場合。
3. 現住所と引越先が日通の営業所エリアをまたぐ場合。

運賃・諸料金の適用について

1. 「引越運賃及び諸料金表」と「梱包資材価格表」に基づき料金が算出されます。
2. 運賃の数処理は、10,000円未満の時は100円未満の端数を100円に、10,000円を超えるときは500円に切り上げます。
3. 日曜・祝祭日に跨るものについては、料金表の時間制・距離制ともに 2 割増料金が加算されます。計算にあたっては引越運賃率に修正され再計算されます。
4. 積み合わせ輸送は 2 件を限度とし、この場合積み荷が最大となる重量または容積により最遠距離を輸送したものと計算します。
5. その他取り決めのないものは、当社から国土交通省に届け済みの運賃及び諸料金を適用させて頂きます。